

市民無料法律相談(9月分)

予オンラインまたは電話
※予オンラインでの予約が
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

ジェネリック(後発)医薬品は、新薬の特許が切れた後に同じ有効成分でつくられる薬で、新薬と同等の効能・効果があります。また、新薬より安価で購入することができ、医療保険財政の負担軽減にもつながります。

国民健康保険の被保険者で、現在使用中の薬をジェネリック(後発)医薬品に変更した場合、薬代の負担軽減が一定以上見込まれる人を対象に、軽減効果のお知らせを8月末に送付します(今年度は11月末、翌年3月末にも送付する予定です)。

ジェネリック(後発)医薬品への変更を希望する場合は、同封の「ジェネリック(後発)医薬品希望シール」を国民健康保険被保険者証などに貼り付けし、病院や薬局に提示してください。

ジェネリック(後発)医薬品
利用促進

ジェネリック(後発)医薬品は、新薬の特許が切れた後に同じ有効成分でつくられる薬で、新薬と同等の効能・効果があります。また、新薬より安価で購入することができ、医療保険財政の負担軽減にもつながります。

国民健康保険の被保険者で、現在使用中の薬をジェネリック(後発)医薬品に変更した場合、薬代の負担軽減が一定以上見込まれる人を対象に、軽減効果のお知らせを8月末に送付します(今年度は11月末、翌年3月末にも送付する予定です)。

ジェネリック(後発)医薬品への変更を希望する場合は、同封の「ジェネリック(後発)医薬品希望シール」を国民健康保険被保険者証などに貼り付けし、病院や薬局に提示してください。

お知らせ

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税(普通徴収分)の第2期分および軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増加されます。

また、固定資産税・都市計画税の第3期分の納期限は9月30日(金)です。近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し差押え・公売などを行っていくこととなりますので、納期限内での納付を必ずお願いします。

なお、病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに連絡してください。

問納税課

TEL06・6992・1852、1854

保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間がはぶけ、納付忘れがなくなり、自己負担割合が変更になります。

なります(翌年度からも自動更新)。市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

▽申請手続きに必要なもの
・預貯金通帳またはキャッシュカード
・届け出印・被保険者証

▽市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いきない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページまたは問い合わせください。

問保険収納課

TEL06・6992・1537、1538

医療機関などの窓口での自己負担割合が変更になります

10月1日から、後期高齢者医療保険の医療費の窓口負担割合が変わります。10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

10月からの医療機関での自己負担割合は下表のとおりです。有効期限内でも、世帯の状況や所得の更正などにより、自己負担割合が変わることがあります。

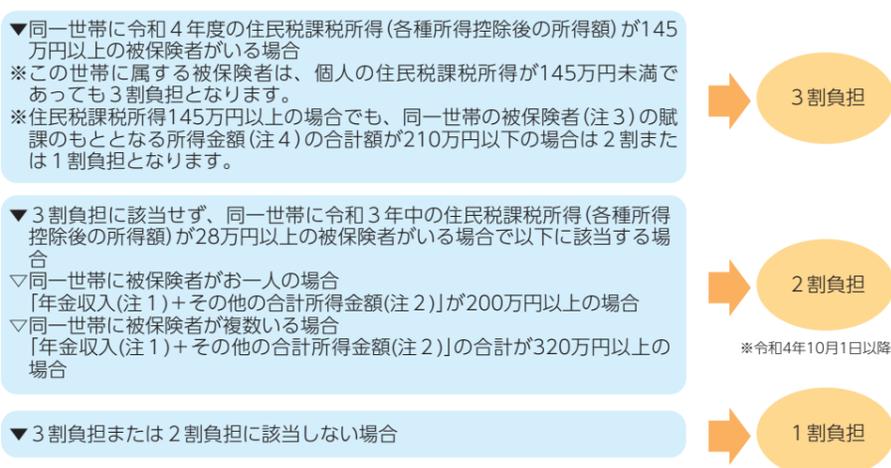
注 負担割合の判定は8月1日に実施

窓口負担割合見直しについて(令和4年10月31日まで)

問 大阪府高齢者医療広域連合専用コールセンター
TEL06・7501・0437

制度全般に関すること

問 大阪府後期高齢者広域連合
TEL06・4790・2028



(注1)「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
(注2)「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。
(注3)昭和20年1月2日以降生まれの被保険者およびこの被保険者と同一世帯に属する被保険者が対象になります。
(注4) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)また、基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。(例:前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円。)
※2割負担と判定された人には、改正法施行後3年間外来の月々の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。
※3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当する人は、保険課に後期高齢者医療基準収入額適用申請をすることで、申請された月の翌月から、2割負担または1割負担に変更となります。申請が認められると、2割負担または1割負担の被保険者証が後日交付されます。(申請不要の場合があります。申請の要否については、保険課にお問い合わせください。)

▼同一世帯に被保険者が一人の場合
→被保険者本人の令和3年中の収入額(注)が383万円未満のとき
▼同一世帯に被保険者が複数いる場合
→被保険者全員の令和3年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき
▼同一世帯に被保険者が一人、かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合
→被保険者本人の令和3年中の収入額(注)が383万円以上で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の人の令和3年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき
(注)収入額とは、所得税法上に規定する各種所得の金額(退職所得の金額を除く)の計算上収入金額とすべき収入金額の合計額です。なお、収入金額(収入)は、公的年金控除や必要経費などを差し引く前の金額で、所得金額ではありません。

各種届け出に関すること

問 保険課
TEL06・6992・1545

問 厚生労働省コールセンター
TEL0120・002・719

制度改正の見直しの背景等に関すること

注 使用中の薬や症状によっては、新薬しかない場合もありますので、医師または薬剤師に相談してください。
問 保険課
TEL06・6992・1545

国民健康保険・後期高齢者医療
平日夜間・休日窓口開庁

国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。なお、納付相談は内容により電話での対応も可能です。また、国民健康保険・後期高齢者医療に関する各種申請は一部を除き郵送でも受け付けていますので、まずは必ず電話で問い合わせください。

平日夜間 9月20日(火)・22日(木)どちらも午後5時30分~8時

医療機関などの窓口での自己負担割合が2割になる人へ
事前申請のお願い

後期高齢者医療被保険者で、医療機関での自己負担割合が2割になる人で、高額療養費の口座を登録していない人を対象に、事前に口座を登録するためのお願いを9月下旬に郵送します。申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

休日 9月25日(日)午前9時~午後1時
注 平日夜間 休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。
場・問 保険課
TEL06・6992・1545
場・問 保険収納課
TEL06・6992・1537、1538

1カ月の医療機関での自己負担額が自己負担割合1割のときの自己負担額と比べて3千円以上多い場合、高額療養費の支給対象となります。申請書を提出することで、口座が登録され、高額療養費が自動的に口座へ払い戻されます。
書類の送付について
問 大阪府後期高齢者広域連合給付課(月~金曜日(祝日を除く)午前9時~午後5時30分)
TEL06・4790・2031

各種届け出に関すること
問 保険課
TEL06・6992・1545
制度について
問 厚生労働省コールセンター(月~土曜日(祝日を除く)9時~午後6時)
TEL0120・002・719